

# 整理技術研究 No.2

1961年7月

## IFLA 国際目録法会議 Working Papers

これらの講文 (W.P. No. 2 から No. 4 まで) は、つぎの仮定 (IFLA 国際目録法予備会議報告から引用) にもとづいている:

(a) 目録は、つぎの二つの目的をもっている:

(i) 特定の図書を、その図書に示されている著者名または書名によつて検索すること

(ii) 一著作のすべての著作に対する記入を集めること

(b) 目録は、各図書に対する一個の基本記入および必要のあるときは副出記入と参照とから成る。

[3人に] 意見を求めた問題点は、つぎのとおりである:

### A. 一般的問題

1. 目録の二つの目的が一つの記入で直接に満足されないとすれば、基本記入はいずれの目的を満足すべきものと考えなければならぬか?

### B. 副次的な問題

2. 基本記入の標目の選定は、目録が各図書に対して唯一つの記入から成

- るという条件によつて影響を受けるか？
3. 大多数の読者に対して、その求めている図書へもつとも直接的アプローチを可能ならしめるということが、基本記入の機能の一部として考えられなければならないか？
4. 読者の検索の対象は、著作であろうか、それとも一著作の中の一著作物（すなわち版）であろうか？
5. 一著作のすべての版を一つの統一標目の下に集めることによつて、このような検索が容易になるであろうか？
6. 統一標目が著者名である場合、その著者名は、かれの全著作に対して同一でなければならぬか？それとも、特定の著作群に対して特定の別名が用いられているならば、その別名を用いても〔あえて統一しなくても〕よいか？
7. 書名の下に記入する著作に対して統一標目が要求されているとき、それは原則として原書名でなければならぬか？それとも、その著作が目録をとられる時および所〔国〕において通用している別の書名でもよいか？

## 基本記入の機能

Seymour Lubetzky

図書館の目録は、(1) ある著者名またはある書名の下に行された特定の図書を図書館がもっているかどうかを示すばかりでなく、(2) その特定の図書で代表される著者および著作を明らかにし、その著者のもろもろの著作を関係づけ、また一著作の諸版および翻訳を関係づけるものでなければならぬ。目録法上の多くの困難は、この第2の機能に由来するものではあるが、これは、また、——目録の利用者に、特定の図書が図書館にあるかどうかを確実に発見せしめ、彼の利用目的にもつともかなつた版または翻訳を選ばしめる、という——目録の基本的な目的にたいして不可欠のことと考えられてきた。

ある著者が、その著作 (works, 複数) にただ一つの名を用いており、一つの著作に一つの書名しか用いられていない場合には、問題はない。それに反して、一著者がその著作にいくつかの名を用いたり、あるいは一著作が異

なつた書名で発行されている場合には、著作物 (*a publication = book*) に用いられている著者名または書名を標目とする記入は、上記第1の目的ははたすが、第2の目的には役立たない。第2の目的を達成させるために、いろいろの方法が採用されて来た。

(1) *Deutscher Gesamtkatalog* および *Bibliothèque Nationale の Catalog Général* では、はじめから図書 (*a publication*) は、ある著者によるある著作の一つの版であつて、個々別々のものとは考えられなかつた。したがつて、著者については特定の一つの名を、著作については特定の一つの書名を定め、それらを標目として記入をつくり、その他の人名・書名からは参照をつくらなければならぬ。そこで、目録は、各著者および各著作にはそれぞれ目録中に一つの場所が定められており、そこに、(標題紙に示されている著者名・書名にはかわりなく) 一著者のすべての著作および一著作の諸版および翻訳が見出されるという体系をもつことになる。

(2) *British Museum* の目録では、著作の *identity* については、上記と同様に考えられ、一著作の諸版および翻訳は、ひとつ、個々の書名の下にはなく、一カ所に集められている。しかし、著者の別 *identity* については、そのように考えられず、一著者の別の名の下に出版された著作 (または一著作の異版) は、目録中で分散し、単に参照で関係づけられている。

(3) 他方、台致国では、著者の *identity* は固守されている [図書には別の形式を用いても、一つの名 (だいたい本名) で統一すること]。しかし、一著作の *identity* は、そのようには考えられず、書名の異なる版・翻訳は、いろいろに扱われている：

a) 無著者名古典の諸版および翻訳は、一書名の下に集められる。

b) 近代の無著者名著作の諸版および翻訳は、あたかも別の著作であるかのごとく、それぞれの書名の下に記入され、原書名の下には割出記入をつくつて関係づける (これは、1908年のアングロ・アメリカン規則の編集の際に、イギリスの代表が反対した方法である)

c) 一著者 (個人または団体) の一著作の諸版および翻訳は、ひとつ著者の下にそれぞれの書名で記入される。原書名は単に注記されるだけである。

d) 一国の憲法の諸版および翻訳は、その国名のあとにつづけて "*Constitution*" とし、これを標目とする。

e) 法律の諸版および翻訳は、国名のあとに "*Laws, statutes, e-*

tc.” とつづけた形の下へ無差別に集めてしまう。

このようにいろいろの方法があるということは、基本記入の機能はねんであるかということについて、根拠的な考え方の欠けていることを示すものである。あきらかに、基本記入は、単なる一回書の記録として考えられることもでき、あるいは、ある著者のある著作の一版としての図書記録と考えることもできる。いずれが望ましいのであろうか。

歴史的には、われわれの目録規則を形づくってきた人々によつて、一回書は一著作の一つの版として扱うという方法が尊重されて来た。分類目録で〔二次排列においては〕厳密な年代順排列を意図した Rostgaard でさえ、一著作の諸版および翻訳は一カ所に集められるべきだとしていることは、注目してよい。Panizzi がつくつた British Museum の目録規則では、一著者名の下にそのすべての著作を、一つの書名の下にすべての版と翻訳を集めるようになつている。無著者名または変名で出版されたものは例外である。Dziatzko と Delisle は Panizzi の方法を発展させ一般化した。一著者の著作を一つの名の下に記入するということは、1908年のアングロアメリカン規則で一般的に例外なく守られるようになった。しかし、諸版および翻訳の記入法は、英米の代表者の間で意見が分れた。アメリカの代表は、版および翻訳が大きな問題とならない公共団の立場を考えたのであろうが、版および翻訳をそれぞれの書名の下に記入するという単純な方法をとろうとした。しかし、イギリス側はこの案を受入れることができなかつた。一方合衆国では、この案からしたいは混乱した状態に立至つていることは、前述のとおりである。そして、正式ではない〔目録規則で公認されてはいない〕が、“排列書名”を鉛筆で書き入れるというようなことも行なわれている。

理論的には、図書は、ある著者によるある著作の代表と考え、特定の名および書名の下に記入するという取扱いは、現実——図書の目的、その図書館における機能、予想される利用者の関心——とマッチするものである。ただし、目録中で特定の名および書名の下を検索している人にとつては、ただ単に特定の図書に関心があるばかりでなく、その図書で代表される著作に——いかにすれば、ほかの版にも——関心をもっている。

実際に、版および翻訳をそれ自身の書名の下に記入し、原書名の下には副出記入をつくるというやり方は、利用価値のすくぬい多数の記入で目録をふくらませ、目録の構造の体系的な性格を傷つけ、しばしば利用者を混乱させる。例として、聖書の諸版と翻訳を考えてみよう。ふつうに採用されている

方法では、すべての版および翻訳は、統一的に（英語の目録では）Bibleという語の下に記入され、Holy Bible, Scriptures, などの書名、および他国語における同義の書名からは参照がつけられる。この方法では聖書にたいして目録中で一つの位置が定められ、聖書のすべての版および翻訳がここに集められる。なお、聖書に関係のある著作（works related to the Bible）および聖書にかんする著作（works about the Bible）は、Bibleを目標とする副出または件名記入によつて、聖書の諸版および翻訳と関係づけられる。聖書にたいする記入の直後に、これらの副出または件名記入がつけられる。そこで、Bible という書名に達した利用者は、そこに聖書およびそれにかんする一切の著作の記入を常見し、その中から彼の目的にもっとも適した資料を選び出すことができる。他方、聖書の諸版および翻訳の記入をそれぞれの書名の下につくるときは、Bibleの下にそれと同義の副出記入を必要とし、しかも、大部分の基本記入は利用価値が低い。そして、聖書の諸版および翻訳にたいする副出記入は、聖書にかんのある著作または聖書にかんする著作の記入と〔形式が似ているので〕まぎらわしい。そして、Holy Scripturesというような書名にあつた利用者は、この書名の下にいくらかの記入を常見し、そのため、あらゆる記入が集まつているBibleという標目にあたるべきことに気づかず、まったく無視してしまうことがある。

疑いもなく、このような理由から、Panizziは、“旧新約聖書および各書（their parts）の諸版および翻訳は、Bibleという標目の下に目録をつくる”と規定したのである。1908年のアングロ・アメリカン規則は、この規定を“聖書および同様の聖典”および“Epics, national folk tales, etc.”まで含めるように拡張した。1949年のALA目録規則では、この規定は、さらに聖書から“無著者名古典”まで広げられた。しかし、“無著者名古典”について正しいことは、種々の書名で出版されるその他の著作についても正しい。たとえば、シェークスピアのハムレットの戯多くの版および翻訳が、Amletoから始まつてThe Tragickall Historie of Hamletまでそれぞれ個々の書名の下に記入され、シェークスピアの他の著作の諸版および翻訳とアルファベット順に混排されるならば、その結果は混乱としている。もちろん、少数の書名で出版されている著作については、聖書またはハムレットのときほど事情は悪くはないが、問題の性質は依然としておなじである。目録法の研究者に身近な例をあげると、プロシヤ規則ははじめ

Instruktionen für die alphabetischen Kataloge

## der preussischen Bibliotheken

という書名で発行され、最近には

Regeln für die Katalogisierung der deutschen  
wissenschaftlichen Bibliotheken

という書名で出版された。そして、Osborn 博士の英訳は Prussian Instructions という書名で出版された。その他の翻訳、Sass と Fuchs の注釈、Vorstius の補足的な例示もある。ALA の規則によれば、諸版・翻訳・注釈および例示はすべて、個々の書名、または著者と書名の下に記入され、副出記入によつて原書名と関係づけられる。そこで、原書名の下を検索する人は、もとの版 (original edition) にたいする基本記入のあとに、[書名を異にする] その他の版、翻訳および注釈、例示の副出記入が混排されているのを発見する。他方、最近 [版] の書名または訳書名の下を検索した人は、その版または訳書を見ただけで、その他の版、翻訳、注釈、例示は、たとえそれらが図書館にあつても、発見しそこなうかもしれない。その上に、この方法は目録の論理的構造に有害な、いろいろの不調和をもたらしそうである。たとえば、規則そのものは、版または翻訳の下に記入され、注釈および例示は図書館にはない原版の書名と関係づけられるようになる。手つとりばやくいえば、一つの著作 [文献単位] に属するかどうかというこの確認 (the identity of a work) は、目録者が忘れてはならない基本問題である。特定の版や翻訳ではなく、[文献単位としての] プロシヤ規則が、Sass と Fuchs の注釈および Vorstius の実例集の主題である。そして、一著作に属するかどうかの確認がなされなければならぬとすれば、それには、図書館をはじめからある著作の代表として記入してあげた方がよい。もし、一著作の諸版および翻訳をそれぞれの書名の下に記入するならば、それらは目録中でそれぞれ独自の著作であるかのように映り、記入は分散し、[原書名の下では] その他の著作 [= 注釈、実例集] の件名記入および副出記入と混排される。特に、ユニット・カード制がとられている場合は、同一著作に属するかどうかの判定は困難になる。

図書館をそれぞれの書名の下に記入すべきだと主張する人々は、原語で書かれた図書館をもたず、利用者が原語に慣れていない図書館で、翻訳を著作の原書名の下に記入することは、無意味で好ましくないという。この異論はもつともで、そのような図書館では、訳書名の方が望ましく——単に、特定図書館の書名としてではなく、その著作の書名として、原書名の代りに訳書名を用いるべきである。しかし、universal な性格をもつた図書館あるいは所

語で書かれた著作を所蔵する図書館では、原書名を使用するということは、つぎのようないくつかの理由から、もつとも実際的である(1) ひとつは原版が最初に受入れられ目録をとられ、したがつてまず原書名によつて識別されるからである(2) 多くの著作は翻訳もされず、したがつて訳書名もないから、(3) 訳書名はいろいろにvari、どの書名をとるか決定に困難であろうから。最後に、原書名の下に記入することなく、総合目録——それが、ある著作の版または翻訳がどこにあるかを示すものだとするば——にとつて重要であり、国際的な書誌連絡および協力にとつて不可欠であるということは 筋記すべきである。

(森 耕一 訳)